

令和5年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和6年2月9日（金）14時00分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 吉田 智也 （中央大学 商学部 教授） 委員 加藤 順一 （尚美学園大学 総合政策学部 教授） 委員 栗山 美香 （あおい 総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事務局</div> 総務部長：古屋 勝敏 総務課長：加治 幸憲／副課長：土屋 邦和／主任：新井 達也、高城 満、下山 寛之 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">担当課</div> 道路治水課技師：高師 怜 下水道課技師：黒田 和暉 道路治水課主任技師：大林 晴章 鶴瀬駅周辺地区整備事務所所長：小林 慎一 水道課主査：菅 義人 道路治水課主任：北條 裕大
会議次第	第2回 富士見市入札監視委員会 1 開会 2 議事 (1) 報告事項 ① 建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 入札参加停止情報について (2) 審議案件 ① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) 2件 ② 建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 1件 ③ 建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件 ④ 建設関連業務に係る審議(指名競争入札) 2件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 3 閉会

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>①建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>②入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）</p> <p>令和5年度上期執行入札及び随意契約より6件抽出。 案件抽出委員：案件抽出は、契約形式、業種と落札者に偏りがないようにした。設計価格と落札率が高い案件を中心に、落札率の低い案件も含めた。業種と落札者が同じ案件、入札者が同じ案件も抽出している。</p> <p>① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) 2件 01_排水機場施設更新工事</p> <p>委員：入札参加資格の施工実績等における完成実績の要件は、設計金額によって設定されているのか。</p> <p>委員：完成実績の設定金額の設定方法はどのようにしているのか。</p> <p>委員：入札参加資格の完成実績の要件と資格審査数値とは連動していないのか。</p> <p>委員：排水機場施設は他にもあるのか。あれば、それらも今後、更新工事を要するのか。</p> <p>委員：何年おきに更新工事を要するのか。</p> <p>委員：入札参加できる業者は多いのか。</p> <p>委員：工事概要に機械設備工事と電気設備工事の二種あるが、排水機場施設の工事はこの二種の複合となることが多いのか。</p>	<p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：設計金額に基づいて設定している。なお、市内業者については求める完成実績を緩和している。</p> <p>事務局：完成実績の設定額は設計金額をもとに内規に基づいた計算式にて算出している。</p> <p>事務局：連動していない。</p> <p>担当課：複数ある。同様に更新工事を要し、各施設の規模や劣化具合から、優先順位をつけて、毎年度、1～2施設の更新工事を行っている。</p> <p>担当課：施設の耐用年数は30年であるので、30年毎に更新工事を要する。</p> <p>事務局：入札参加資格を埼玉県内の業者まで入札可能としているので、相当数ある。</p> <p>事務局：排水機場施設の工事のほとんどがこの二種の複合工事となる。</p>

02_新河岸第 12-2-2 汚水管渠築造工事

委員：前審議案件である排水機場施設更新工事と入札参加資格の資格審査数値が違うのはなぜか。

委員：落札率が対予定価格および対設計額ともに 90.32%となっているが、案件によって落札率に差があるのはどのような理由が考えられるか。

委員：本案件の 4 者入札の状況は平均的なのか。

② 建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1 件

01_河川整備工事

委員：工事概要として 9 種の工種が示されているが、まとめて行う必要があるのか。

委員：護岸が崩れたり、壊れたりしたのか、更新時期がきて整備を要したのか。

委員：指名業者選定理由の市内本支店かつ格付 A・B（土木工事資格審査数値 700 点以上）の業者からこの工事内容に適した業者を絞って、指名したということであるか。

委員：入札参加業者のうち、一者が無効となっているがなぜか。

委員：落札業者が前審議案件の落札業者と同じであり、工期も重なっているが、同一業者で複数工事の対応が可能なのか。

事務局：事務局による説明

事務局：排水機場施設更新工事の工事区分は「電気工事業又は機械器具設置工事業」であるのに対し、本案件は「土木工事業」である。設計金額と各工事区分応じて入札参加資格の設定をするため、設計金額だけでなく、工事区分によっても入札参加資格の設定に差が生ずる。

事務局：富士見市の落札率平均がおおよそ 92%となっている。本案件は比較的平均に近い落札率であるとともに平均以下の落札率であるため、競争も活発に行われた結果であると思われる。落札率が平均以上のものは、工事の難易度が高い案件である等、競争が活性化しなかった場合などがある。

事務局：この案件、金額帯、入札参加資格での 4 者入札は平均的な状況と思われる。

事務局：事務局による説明

担当課：河川護岸の復旧と河床工事を同時に行う工事であり、複数の工種を実施することが一般的である。分けて発注する想定はない。

担当課：令和 5 年 2 月頃に護岸の崩落が生じ、護岸の仮復旧をした。河川の水量が増える時期を避けて、水量の減少する同年 11 月頃から護岸の本設をする今回の工事を実施した。

担当課：そのとおりである。

事務局：入札時に提出を求めている内訳書に不備があったため、無効となった。不備の例としては異なる工事の内訳書の提出や内訳書の計算が間違っていた場合である。

事務局：規模、従業員数も複数工事の対応可能な業者である。

<p>委員：護岸が崩落した原因は何か。</p> <p>委員：初めの護岸工事とは別に補修するための工場の必要性が生じたとのことであるが、初めの護岸工事と今回の工事と落札状況はどうなっているのか。</p> <p>委員：初めの護岸工事の崩落について、工事自体に何か問題があったのか検証したのか。</p> <p>委員：今回の護岸の崩落は工事設計通りで行った中での崩落であったとのことであるが、仮に明らかな業者の問題で同様の事象が生じた際はどのような対応となるのか。</p> <p>委員：この護岸の崩落は業者が具体的に指定した設計通りに実施した工事中に想定外の状況で生じた崩落であるからということか。</p> <p>委員：再度行う本工事は、請け負った業者とは別業者が調査して行ったのか。</p> <p>委員：崩落が起きた前回の設計では、崩落の可能性はわからなかったのか。設計の費用が二重に生じている。</p> <p>委員：初めの護岸を直す工事は中断し、護岸の仮復旧までの工事に変更となったのであれば、契約額は変更になったのか。</p> <p>委員：前審議案件の入札額は各業者が百円単位で入札を行っているが、本案件は万円単位で入札がな</p>	<p>事務局：崩落した護岸は別件の護岸を直す工事にて、ブロックを削る工程を行っている際に崩落をした。</p> <p>担当課：ブロックの前を掘り、新たにコンクリートで補強する予定で、崩落が生じないように工事は行われていた。はっきりとした原因はわからないが、ブロック下の地盤が想定していた以上に柔らかかったためか、崩落が起きてしまった。崩落を生じた工事は仮復旧をして、終了し、本工事に至っている。</p> <p>担当課：同じ業者が落札し、工事を行っている。</p> <p>担当課：検証した結果、設計通りに工事は行われており、地盤の弱さなど事前にわかり得ない状況から生じた崩落であり、工事には問題がないと判断した。</p> <p>事務局：契約上の施工者の瑕疵であれば、責任区分があるので、損害賠償を検討することもある。今回は設計通りに行われた工事のなかで、想定し得ない現場の状況で生じた崩落であると判断した。</p> <p>事務局：そのとおりである。</p> <p>事務局：現場の状況から設計業者がもう一度設計を見直して実施したのが本工事となる。</p> <p>担当課：前回工事の設計ではわからなかった</p> <p>担当課：変更となった。工事を中断したことで減額となる部分もあったが、水を止める土嚢、崩落部を抑える土嚢を追加で要したため、最終的には契約額は増額となった。</p> <p>事務局：そのとおりである。落札したいと考える案件は他者も同じであることは入札者もわかってい</p>
--	--

されている。細かい金額で入札をする案件ほど、より業者が落札したい案件ということか。

委員：入札額同額でくじ引きとなることも多いのか。

③建設工事案件に係る審議(随意契約)1件
01_駅舎接続シェルター設置工事

委員：鶴瀬駅東口駅前広場整備工事(第3期)の一般競争入札にて落札し、施工を行った業者との随意契約であるが、施工範囲、状況を確認したい。

委員：駅舎東口出口と隣接する大屋根との接続部分を雨に濡れずに通過できるシェルターを設置する工事ということか。

委員：この接続部のシェルター工事も大屋根の設置工事と一緒に発注した方がよりスムーズだったのではないかと。一緒に発注できない事情があるのか。

④建設関連業務に係る審議(指名競争入札)2件
01_各浄水場樹木等維持管理業務

委員：落札率が対予定価格、対設計額ともに89.63%と低めであることと入札額も細かく、競っているが、どのようなことが考えられるか。

委員：市内の各浄水場樹木等維持管理とのことであるが、頻度、時期はどのようにになっているのか。

委員：この業務委託を指名競争入札にしている理由はなにか。

る。競争性が高くなることが予想されるため、細かな計算を行い、百円単位での競争を想定しての入札となっている。競争性の高い案件では、入札額が同額であったり、百円単位での競り合いになったりすることもある。

事務局：くじ引きになることも多い。業種にもよるが、土木工事は比較的に競争性が高い業種になっているので、高い積算精度で計算し、ほぼ同額で入札することはある。

担当課：担当課による説明

担当課：担当課による図面・写真等の提示、同工事(第3期)では駅舎東口隣接の大屋根3基の設置等を随意契約先が施工したことを説明。

担当課：そのとおりである。

担当課：一緒に発注できない事情の一点目は大屋根を設置した同工事(第3期)は国の補助金事業であったこと。二点目は大屋根設置区域までが鶴瀬駅東口駅前広場整備工事事業対象区域であるが、今回の駅舎接続シェルター設置区域は東武鉄道株式会社所有地となるため、同社との調整にも時間を要し、分けて発注、施工せざるを得なかった。

事務局：事務局による説明

事務局：維持管理業務委託の苑地業者は各者の積算能力が高く、最低制限価格に近い入札額で落札されることが多い業務案件となっているためではないかと推察される。

担当課：市内に3箇所ある浄水場を毎年実施している。5月中に指名通知、契約。6月に初回の維持管理業務を実施。除草は年間4回、剪定は樹木の種類に応じた時期に実施している。

事務局：当市では土木施設維持管理業務委託につい

委員：市内業者優先にはなっているのか。

02_令和5年度道水路台帳整備業務委託

委員：道水路台帳整備は測量になるのか。台帳整備はどのような区域で行うのか。

委員：道水路台帳の市内整備率は。また、同率は他自治体と比較して、高いのか低いのか。

委員：台帳整備されていない区域は、今後も継続して実測し、順次整備していくのか。

委員：台帳の補正を行う時期を設定しているのか。

委員：毎年度の台帳整備業務委託は同程度の設計金額になるのか。

委員：指名競争入札で6者入札があるが、入札額があまり競っていないがなぜか。

委員：指名を受けて入札辞退をすると、指名が減るようなことがあるのか。

て、指名競争入札にて執行することとしている。土木施設維持管理には、苑地以外に道路・河川・下水道の維持管理がある。それぞれに対応できる業者も限られており、広く入札を求める状況にない。

事務局：市内業者を指名することで、優先とする意図もある。指名競争入札とすることで、受注機会の均等化を図れるメリットがあり、様々な業者に広く均等に受注機会を持ってもらうようにする意味もある。

事務局：事務局による説明

担当課：測量となる。台帳整備のなされていない区域の実測、台帳整備や整備済区域にて新規路線や拡幅等で変化が生じた部分を実測し、台帳補正を行う。

担当課：令和4年度末現在で73.58%。他自治体では実測を行っていないところもあり、整備率は高い方である。

担当課：そのとおりである。台帳整備されていない区域について、毎年度、台帳整備業務委託を発注し、整備していく。

事務局：変更が生じた区域以外で、定期的補正はない。大きい地震などで地盤変動が見込まれるときは、基準点がずれる事象が生じることがあるため、全体の補正を行うことがある。

担当課：そのとおりである。

事務局：比較的規模の大きい、大手企業となっている。各者が現在抱えている測量案件が多いことなどの理由から、落札を希望する状況にも差があることが想像される。

事務局：指名が減ることはない。辞退理由があり、正当な段階を踏んだ手続きの上での辞退であれば、影響はない。しかし、指名基準は非公開としており、業者側としては応札をしないとあまり指名し

<p>委員：指名業者選定の理由は公表しているのか。今回は6者が選定されているが、指名業者選定の理由に合致する業者は6者ですべてなのか。</p> <p>委員：毎年同業者が落札しているが。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評</p> <p>委員長 審議案件について妥当ということで審議を終了することとする。 (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>てもらえないと考えている可能性もある。受注が可能な業務であれば応札してくれることが多い。ただし、工事に関しては、工事内容に応じて配置しなくてはならない技術者1名が定められている。落札した際に必要な技術者を配置したうえで施工する必要があるため、技術者配置等の問題で施工できないものは辞退をしている。</p> <p>事務局：公表はしていない。なお、6者ですべてではない。複数業者から、理由、条件に当てはまる業者を金額帯に応じた業者数で選定している。</p> <p>事務局：例年の業務委託について、前回落札業者は実施に大きな問題がない場合、指名業者に含まれるため、毎年同じ業者となることもあり得る。</p>
--	---

<p>委員会意見</p>	<p>◆ 審議案件については、具体的に落札率、入札額等の説明があり、特に問題はない。なお、審議案件について、委員会開催前に事前情報があると審議がスムーズになるのではないか。</p>
--------------	--